

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年5月8日	株式会社 六伸(法人番号 8120001233884) 代表者 鈴木 格	大阪府大阪市福島区福島 2丁目4番3号 ABCアネッ クスビル2F	本社営業所	大阪府大阪市福島区福島2丁目4番3号 ABCアネックスビル2F	輸送施設の使用停止(105 日車)	道路運送法(以下「法」)第 15条第4項及び法第27条 第3項	令和7年6月10日及び同年7月16日、新規許可を 端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。 (1)事業計画の事後変更届出違反【営業区域内変 更】(法第15条第4項)、(2)業務の記録義務違反 【記録事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規 則(以下「運輸規則」)第25条第3項、第4項)、(3)乗 務員証の記載、携行義務違反(運輸規則第37条 第3項)、(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自 動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」 (以下「指導監督告示」)による運転者に対する指 導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条 第1項)、(5)指導監督告示による運転者に対する 特別な指導及び適性診断受診義務違反【特別な 指導の実施状況】(運輸規則第38条第2項)、(6) 点検整備関係義務違反【3月点検整備の未実施】 (運輸規則第45条、道路運送車両法第48条)、(7) 整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46 条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規 則第48条の4第1項)	11	11
令和8年5月11日	アラジン交通 株式会社(法人番号 9010401181306) 代表者 松本 菜 階	東京都港区赤坂三丁目2 番8号VORT赤坂見附Ⅱ6 階	大阪営業所	大阪府大阪市大正区平尾3-13-16 101 号室	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和7年11月13日及び同年12月18日、事故を引き 起こしたこと及び新規許可を端緒として監査を実 施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等 のおそれのある運行の業務【未受診】(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条 第5項)、(2)点呼の記録義務違反【記録】(運輸規則 第24条第5項)、(3)業務の記録義務違反【記録事 項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(4) 乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事 項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(5)「旅客 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対 して行う指導及び監督の指針」による運転者に対 する指導監督義務違反【大部分不適切】(運輸規 則第38条第1項)	1	1
令和8年5月20日	Mars 株式会社(法人番号 2120001263730) 代表者 願 満或	大阪府大阪市大正区平尾 4-23-18 2階	本店営業所	大阪府大阪市大正区平尾4-23-18 2階	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年11月20日、新規許可を端緒として監査を 実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等 のおそれのある運行の業務【未受診】(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条 第5項)、(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不 備】(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録義 務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3 項、第4項)、(4)「旅客自動車運送事業者が事業 用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の 指針」による運転者に対する特別な指導及び適性 診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸 規則第38条第2項)	0	0
令和8年5月29日	レインボーウイング 株式会社(法人 番号2120101057330) 代表者 李 強	大阪府堺市東区日置荘原 寺町107-4-106	本社営業所	大阪府堺市東区日置荘原寺町107-4	輸送施設の使用停止(60日 車)	道路運送法第27条第3項	令和7年8月21日、同年9月9日及び同年12月11 日、新規許可を端緒として監査を実施。4件の違反 が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある 運行の業務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸 規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の 記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24 条第5項)、(3)業務の記録義務違反【記録事項の 不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(4)乗務 員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等 の不備】(運輸規則第37条第1項)	6	6

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年5月29日	株式会社 川阪(法人番号 4120001183976) 代表者 許 丁	大阪府羽曳野市向野3丁目84-1	本社営業所	大阪府大阪市東住吉区今川4丁目21-15-302号	輸送施設の使用停止(70日車)	道路運送法(以下「法」)第20条及び法第27条第3項	令和7年8月28日及び同年10月24日、新規許可を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第20条)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(5)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【作成】(運輸規則第37条第1項)、(6)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記録】(運輸規則第38条第1項)、(8)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)、(9)点検整備関係義務違反【3月点検整備の未実施】(運輸規則第45条、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条)、(10)点検整備関係義務違反【12月点検整備の未実施】(運輸規則第45条、車両法第48条)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	7	7